

山梨市の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		職 員 数			
		平成17年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	正式任用	310	296	-14	組織機構見直しによる減
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	任期付研究員				
	小 計	310	296	-14	
特 別 行 政 部 門	正式任用	98	94	-4	給食業務一部民間委託等による減
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	任期付研究員				
	小 計	98	94	-4	
公 営 企 業 計 等 部 門	正式任用	68	47	-21	指定管理者制度移行等による減
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	任期付研究員				
	小 計	68	47	-21	
合 計		476	437	-39	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	議会	4	4	0	
	総務	85	86	1	支所組織の縮小による窓口職員の減 市有地活用事務等の業務増
	税務	23	24	1	取納事務の充実による業務増
	労働	2	2	0	
	農林水産	23	20	-3	支所組織の縮小による窓口職員の減
	商工	23	16	-7	温泉・道の駅事業の区分変更
	土木	29	26	-3	支所組織の縮小による窓口職員の減
	民生	85	86	1	障害福祉事務の制度改正に伴う業務増 退職職員の欠員補充
	衛生	36	32	-4	支所組織の縮小による窓口職員の減 退職職員の欠員不補充
	小 計	310	296	-14	
特 別 行 政 部 門	教育	98	94	-4	支所組織の縮小による窓口職員の減 給食業務の一部民間委託による減
	警察			0	
	消防			0	
	小 計	98	94	-4	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	29	0	-29	指定管理者制度移行に伴う減
	水道	15	16	1	簡易水道事業充実に伴う増
	交通			0	
	下水道	10	9	-1	支所組織の縮小による窓口職員の減
	その他	14	22	8	温泉・道の駅事業の区分変更
	小 計	68	47	-21	
合 計		476 [486]	437 [457]	-39 [-29]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

2 給与

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	39,167	17,585,782	287,761	3,288,113	18.7	_____

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	431	1,621,477	181,396	655,974	2,458,847	5,705

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平成18年4月1日	参考(平成12年4月1日)
山梨市	92.3	_____
全国市平均	97.6	101.7

- (注) ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	42.7 歳	332,928 円	390,268 円
			357,636 円
国	40.4 歳	328,477 円	381,212 円
類似団体	42.7 歳	333,185 円	380,095 円
			359,336 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	51.8 歳	254,416 円	266,721 円
			259,036 円
国	48.4 歳	286,500 円	318,595 円
類似団体	47.0 歳	292,429 円	312,316 円
			303,976 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均である。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		山 梨 市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	131,500 円	—
	中 学 卒	120,200 円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	258,069 円	298,375 円	334,900 円
	高 校 卒	————— 円	————— 円	318,000 円
技能労務職	高 校 卒	————— 円	217,100 円	253,400 円
	中 学 卒	————— 円	————— 円	————— 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	21 人	8.5 %
2級	主任	29 人	11.7 %
3級	副主査・主任	92 人	37.3 %
4級	副主幹・主査・副主査	40 人	16.2 %
5級	課長補佐・主幹・副主幹	23 人	9.3 %
6級	課長・課長補佐	34 人	13.8 %
7級	課長	8 人	3.2 %

(注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 402
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B/A	% 0.0
16年度	職 員 数 A	人 _____
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 _____
	比 率 B/A	% _____

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

山梨市	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,587 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当(18年4月1日現在)

山梨市		国	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分		
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分		
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分		
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
1人当たり平均支給額 4,329 千円 23,409 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③調整手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		_____ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		_____ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
_____	_____ %	_____ 人	_____ %

④特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		2,193 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		115,421 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		4.7 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等の滞納金の徴収等に従事した職員の特殊勤務手当	市税、住宅使用料、下水道使用料及び保育料滞納整理従事職員	過年度分滞納整理業務	徴収件数1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円、差押・引上・公売 納税者1人につき120円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	従事1日につき500円
行旅病人等を処理した職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人処理業務	行旅病人1件1,000円、行旅死亡人・変死人1件5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	現業職員 給料月額4%、介護職員 給料月額4%に3,300円を加算
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般廃棄物処理業務に従事する職員のうち現業に従事する職員	一般廃棄物処理業務	1か月につき8,500円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	1か月につき2,300円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	従事1日につき500円

⑤時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	912,314 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	230 千円
支給実績(16年度決算)	————— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	————— 千円

⑥その他の手当(18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,500円 ・扶養2人まで:1人6,000円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・扶養3人目以降:5,000円 ・満16歳~22歳:5,000円加算 	同		38,043 千円	279,728 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅:4,000円 ② 借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円~23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円~55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ① 異 ② 同 	①2,500円(新築5年間)	18,832 千円	145,984 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通用具利用者 片道通勤距離(km) ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,100円 ・10以上15未満:6,500円 ・15以上20未満:8,900円 ・20以上25未満:11,300円 ・25以上30未満:13,700円 ・30以上35未満:16,100円 ・35以上40未満:18,500円 ・40以上45未満:20,900円 ・45以上50未満:21,800円 ・50以上55未満:22,700円 ・55以上60未満:23,600円 ・60以上:24,500円 ② 交通機関利用者 定期券等の金額 ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③ 交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円) 	同		13,192 千円	64,351 円
管理職手当	給料月額×10/100~12/100	異	給料月額×10/100~25/100	26,066 千円	620,619 円

(10) 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給料	市区町村長	810,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	助 役	650,000	円	1,010,000 円/	522,000 円
	収 入 役	————	円	800,000 円/	526,500 円
報酬	議 長	370,000	円	750,000 円/	482,700 円
	副 議 長	345,000	円	475,000 円/	266,000 円
	議 員	335,000	円	425,000 円/	214,000 円
期末手当	市区町村長	(16年度支給割合)			
	助 役	4.5	月分		
退職手当	議 長	(16年度支給割合)			
	副 議 長	3.35	月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)	
	助 役	81万円×在職月数×42/100	(任期ごと)		
	収 入 役	65万円×在職月数×25/100	(任期ごと)		
		給料月額×在職月数×24/100	(任期ごと)		

2 勤務時間等

(1) 勤務時間の状況（平成18年4月1日）

①1週間の勤務時間

40時間

②一般職員の勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間	その他
午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分 ～午後1時	午後0時～午後0時15分 午後3時～午後3時15分	

(2) 特別休暇等の状況

平成18年4月1日

種	類	付	与	日	数
公民権行使休暇		その都度必要と認める期間			
官公署出頭休暇		その都度必要と認める期間			
骨髄提供休暇		その都度必要と認める期間			
ボランティア休暇		5日以内			
婚姻休暇		5日以内			
妊娠中又は出産後通院休暇		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠したと認められたときから妊娠6月まで：4週間に1回 ・妊娠7月から9月まで：2週間に1回 ・妊娠10月から分べんまで：1週間に1回 ・出産後1年まで：1回 			
分べん休暇		その分べん予定日前6週間に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内			
育児休暇		1日2回。1回30分			
配偶者出産休暇		2日以内			
子の看護休暇		5日以内			
忌引		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、父母：7日 ・子：5日 ・祖父母：3日 ・孫：1日 ・兄弟姉妹：3日 ・おじ又はおば：1日 ・父母の配偶者又は配偶者の父母：3日 ・子の配偶者又は配偶者の子：1日 ・祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母：1日 ・兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹：1日 ・おじ又はおばの配偶者：1日 			
父母の祭日休暇		1日			
夏期休暇		3日以内			
感染症まん延防止休暇		その都度必要と認める期間			
住居滅失・損壊休暇		その都度必要と認める期間			
非常災害交通遮断休暇		その都度必要と認める期間			
交通機関の事故等による不可抗力休暇		その都度必要と認める期間			
生理休暇		その都度必要と認める期間。ただし、毎月2日を越えることはできない。			